

諮 問 第 1225 号
平成 29 年 9 月 27 日

情報通信審議会
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 野田 聖子

諮 問 書

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正について、下記のとおり諮問する。

記

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成 27 年総務省告示第 363 号。以下「ガイドライン」という。）は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 128 条第 1 項に規定する他人の土地等の使用权に関する協議に係る認可や裁定の運用基準として機能するものであり、認定電気通信事業者が設備保有者の電柱・管路等を使用する場合に双方が遵守すべき標準的な取扱方法を定めることにより、認定電気通信事業者による光ファイバ網の整備等を推進することを目的としている。

今般、電柱・管路等の貸与に関する実態調査を行い認定電気通信事業者・設備保有者双方から提出された意見を検討したところ、認定電気通信事業者及び設備保有者の責任に関する規定の追加及びガイドラインの見直しに関する規定の改正を行う必要が生じたことから、ガイドラインの改正について諮問するものである。